

川崎市国際交流センター特定天井対策等検討業務委託 仕様書

1 目的

川崎市国際交流センター（以下国際交流センター）は平成6年に建築され、供用を開始した。ホールにおいては特定天井対策及び遮音対策が必要となっていることから、本業務委託において、特定天井対策に向けた手法・改修範囲の検討、概算工期・事業費の算出等を行う。

2 件名

川崎市国際交流センター特定天井対策等検討業務委託

3 施設概要

施設名	川崎市国際交流センター本館
所在地	神奈川県川崎市中原区木月祇園町2番2号
建築年月日	平成6年6月30日
構造	鉄筋コンクリート造、地上3階、地下1階
規模	延床面積 9091.26 m ² / 敷地面積 3782.00 m ²
諸室概要	ホール、レセプションルーム、第1～5会議室、料理室 談話ロビー、団体活動ルームほか ※国際交流センター本館には国際交流センターホテルが併設している。

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）

5 業務内容

国際交流センターのホールについて以下の業務を行う。

(1) 特定天井対策手法の検討

ア 対策手法の整理

特定天井対策には、直天井・準構造化・軽量天井化・耐震天井化・落下防止措置などが考えられる。考えられる手法を示した上で、各手法の特徴（メリット・デメリット等）を整理すること。

イ 国際交流センターにおける適切な対策手法の検討

現状の音響性能を維持することを基本*とし、国際センターのホールの利用状況等も踏まえ、アで整理した手法の中から適切な対策手法の検討を行い、恒久対策・暫定対策の各1手法以上示し概算事業費を算出すること。本市から提供する利用状況を基に、現

在の利用状況（利用用途）を基本とした適切な手法を検討すること。

※ 音響設計の実施は想定していない。

(2) 遮音対策の調査及び検討

ア 現地調査

現地で音漏れの状況の確認を行い、現地確認測定、遮音測定を行う。

イ 対策手法の整理

上記アを踏まえて、国際交流センターに適した遮音対策を検討する。考えられる手法を示したうえで、各手法の特徴（メリット・デメリット等）を整理すること。

ウ 国際交流センターにおける適切な対策手法の検討

国際センターのホールの利用状況等も踏まえ、イで整理した手法の中から適切な対策手法の検討を行い、恒久対策・暫定対策の各1手法以上示し、概算事業費を算出すること。本市から提供する利用状況を基に、現在の利用状況（利用用途）を基本とした適切な手法を検討すること。

(3) 適切な改修範囲の検討、及び、概算工期・事業費の算出

(1) 及び (2) で検討した各手法について下記検討を行う。

改修は①特定天井対策のみ恒久対策②特定天井対策のみ暫定対策③特定天井対策と遮音対策どちらも恒久対策④特定天井対策と遮音対策どちらも暫定対策、計4パターンそれぞれ行ったものを検討する。

ア 改修範囲の検討

「特定天井対策及び遮音工事に付帯する工事^{※1}を整理すること。

※1 例：天井を取り外す際、同時に取り外す必要のある設備など

イ 概算工期の算出

アで整理した改修も含めた、各手法の設計から改修工事までの概算工程表を作成し、概算工期を算出すること。改修工事については、搬入・仮設・各工事の順番なども示すこと。また、作成において仮定した条件や注意事項なども示すこと。

ウ 概算事業費の算出

上記③、④について概算事業費を算出し、事業費の内訳、算出根拠も示すこと。概算となるため、仮定した条件や注意事項なども示すこと。

※「(1) ア (2) イ 対策手法の整理」については、令和7年7月末を目途に作成すること。

※「(1) イ (2) ウの概算事業費、(3) ウの概算事業費の算出」については、概々算の第1案を令和7年8月末を目途に作成すること。

6 市から貸与する資料

- ・意匠図（紙書類）
- ・構造図（紙書類）
- ・構造計算書（紙書類）

7 業務計画書の作成

業務実施に当たり、次の内容を記載した業務計画書を提出し、承諾を受けるものとする。また、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度、変更業務計画書を提出すること。

(1) 業務概要

業務の意図及び目的、実施する調査、作業計画、作業項目などを簡潔に記載する。

(2) 業務実施方針

各種法令及び基準等を整理した上で、調査、作業計画における作業項目及び発注者や施設管理者等との打合せ方法などを検討し、具体的に記載する。

(3) 業務工程計画

業務の流れが明確に把握できるよう、業務の作業手順を工程表として示す。

(4) その他発注者が指示する事項を記載する。

8 報告書の作成

報告書を作成すること。根拠資料やバックデータも含めて、電子データにて納品すること。

9 その他注意事項

- (1) 本委託業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて市に帰属するものとする。また、市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。
- (2) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受託者は、市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (3) 川崎市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。なお、業務完了後も同様とする。
- (4) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、川崎市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定すること。